

志學館大学公正な研究推進要綱

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この要綱は、学校法人志學館学園のコンプライアンスに関する制度の下に、志學館大学（以下「本学」という。）における、倫理的に適正な研究の推進及び文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的研究費（本学の研究費及び研究旅費を含む。以下「公的研究費」という。）の適正な使用の推進に関する包括的方針を定める。

(定 義)

第2条 研究者とは、本学に所属する教員、学生その他本学において研究に従事する者及び研究を補助する者をいう。

2 研究支援者とは、本学において研究費事務の運営・管理等の研究活動の支援等に携わる者をいう。

3 不正とは、倫理的に適正な研究に背馳する研究活動上の不正行為及び公的研究費の不正使用の両者をいう。

4 公正な研究の推進とは、研究活動上の不正行為の防止及び公的研究費の不正使用の防止の両者をいう。

第2章 公正な研究を推進する体制の整備

(大学の責務)

第3条 本学の研究者、研究支援者その他の構成員は、本学の目的及び使命に則り、高い倫理意識を持って研究を適正に遂行するとともに、公的研究費を適正に使用し、もって社会に貢献する。

2 前項の責務を達成するため、すべての構成員が、研究活動が倫理的に実施されること及び公的研究費が適正に運用管理されることの重要性を理解し、実践するよう、「志學館大学研究者及び研究支援者の行動規範」を定める。

3 第1項の組織風土を形成するために、不正防止に向けた構成員の意識の向上と浸透を図るための啓発活動を継続的に行う。

4 この要綱及び公正な研究の推進に係る規程等を構成員に周知するとともに、外部に公表する。

5 前4項に定めた事項を確実にするために、志學館大学コンプライアンス委員会を置き、公正な研究を推進するための体制及び制度の整備に当たらせる。

(学長の責務)

第4条 学長は、公正な研究の推進に関する最高管理責任者として、不正防止対策の基本方針を策定するとともに、本学全体並びに学部及び研究科（以下「学部等」という。）において、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が公正な研究を推進できるよう、適切にリーダー

ーシップを発揮する。

2 学長は、本学における研究活動上の不正行為及び公的研究費の不正使用の防止のための基本方針をこの要項に策定・周知し、研究活動上の不正行為又は公的研究費の不正使用のおそれがある場合への対応を統括する。

(事務局長の責務)

第5条 事務局長は、公正な研究の推進に関する統括管理責任者として、最高管理責任者を補佐し、当該事務的業務を統括する責任と権限を持つ。

2 事務局長は、前条第2項の基本方針に基づき、本学における研究活動上の不正行為及び公的研究費の不正使用の防止に必要な対策を実施し、実施状況を確認するとともに、学長にその状況を報告する。

(学部長及び研究科長の責務)

第6条 学部等の長(以下「学部長等」という。)は、学長の指示のもと、学部等における公正な研究に関する推進責任者として、自己の管理監督する学部等における不正防止活動に関する責任と権限を持つ。

2 学部長等は、自己の管理監督する学部等における、研究活動と公的研究費の使用等を検証し、必要に応じて改善を指導し、対策の実施状況を確認し、研究倫理研修及びコンプライアンス研修の受講状況を管理監督する。

3 学部長等は、自己の管理監督する学部等の研究者のうちから、公正な研究に関する推進副責任者を指名し、前2項の業務を補佐させる。

(構成員の責務)

第7条 本学の研究者、研究支援者その他の構成員は、研究活動の倫理的実施及び公的研究費の不正使用防止の重要性を理解かつ実践し、これらを推進する環境を形成するよう努める。

2 本学の教員は、自ら研究倫理研修及びコンプライアンス研修を受講し、誓約書を提出するとともに、学生の当該研修の受講及び誓約書の提出を指導する。

第3章 研究活動上の不正行為の防止のための研修及び発生時の対応

(研究倫理研修)

第8条 本学は、研究活動上の不正行為を予防するために、研究者及び研究支援者が研究活動に際して守るべき倫理に関する知識や技術を修得させる研修を実施し、研究者その他の構成員に受講させる。

2 前項の研修に関し必要な事項は、「志學館大学研究倫理研修実施要領」に定める。

(研究資料等の保管)

第9条 研究者は、研究活動の透明性を確保するために、研究資料等を定められた期間保存し、必要に応じて開示できるよう適切に管理しなければならない。

2 保存すべき研究資料等と保存期間は、「志學館大学研究資料等保存要領」に定める。

(研究活動上の不正行為への対応)

第10条 本学は、研究活動上の不正行為の疑いがある事案が生じた場合には、適正かつ厳正に

対応する。

- 2 前項の対応の手順は、「志學館大学研究活動上の不正行為への対応要領」に定める。

第4章 人を対象とした研究

(人を対象とする研究の倫理)

第11条 本学は、大学院心理臨床学研究科を設置している事実と人を対象とした研究の社会的影響の大きさに鑑み、人を対象とする研究を遂行するにあたっての倫理的な指針を示す。

- 2 前項の指針は、「志學館大学人対象研究倫理ガイドライン」に定める。

(倫理的配慮に関する審査)

第12条 人を対象とする研究は、研究対象者への倫理的配慮の観点から、適正な遂行のために必要な事項について、志學館大学人対象研究倫理委員会規程に基づき、志學館大学人対象研究倫理委員会による審査を受けなければならない。

第5章 公的研究費の不正使用の防止のための研修及び発生時の対応

(コンプライアンス研修)

第13条 本学は、公的研究費の不正使用を予防するために、公的研究費の使用上のルールやそれに伴う責任と、どのような行為が不正に当たるのかなどを理解させることを目的とするコンプライアンス研修を実施し、公的研究費の運営・管理に関わるすべての構成員に受講させる。

- 2 前項の研修に関し必要な事項は、「志學館公的研究費運営・管理のためのコンプライアンス研修実施要領」に定める。

(公的研究費の運営・管理)

第14条 本学は、公的研究費を厳正に運営・管理する。

- 2 前項の運営・管理に関し必要な事項は、「志學館大学公的研究費運営・管理要領」に定める。

(不正使用発生時等の対応)

第15条 本学は、公的研究費の不正使用の疑いがある事案が生じた場合には、適切かつ厳正に対応する。

- 2 前項の対応の手順は、「志學館大学公的研究費不正使用への対応要領」に定める。

第5章の2 不正な研究の予防

(研究及び研究費使用の不正防止計画)

第16条 本学は、公的研究費の運営・管理の実態の点検及び不正使用発生要因の改善等を行う環境を整備することで、倫理的に不正な研究及び公的研究費の運営・管理に係る不正の発生を防止するための不正防止計画を策定する。

- 2 前項の不正防止計画は、「志學館大学研究及び研究費使用の不正防止計画（以下「不正防止計画」という。）」に定める。

(不正防止計画推進部署)

第17条 前条の不正防止計画を推進する部署は、コンプライアンス委員会とする。

2 コンプライアンス委員会が必要と認めた場合、不正防止タスクフォースを組織し、実働に当たらせる場合がある。

3 前項の不正防止タスクフォースは、コンプライアンス委員のうちから選任された者若干名及び総務課長が任に当たる。

第6章 その他

(事務)

第18条 公正な研究推進に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、公正な研究の推進について必要な事項は、運営会議の議を経て学長が別に定める。

(補則)

第20条 この要綱の改廃は、理事会が行う。

附則

この指針は、平成19年10月31日から施行する。

附則

この指針は、平成20年10月29日から施行する。

附則

この指針は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この指針は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この指針は、平成28年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成30年1月17日から施行する。

2 この要綱施行以前に制定されていた「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備等に係る志學館大学の取扱方針については、廃止する。

附則

この要綱は、令和3年9月8日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。